

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件 八四
- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 八四
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 八四
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 八四
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 八四
- 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 八四
- 生活保護法による医療扶助のための施術者を指定した件 八四
- 民生委員の定数を定める件の一部を改正する件 八五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 八五
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 八五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 八五
- 道路の区域を変更する件 八五
- 道路の供用を開始する件二件 八五

公 告

- 落札者を決定した件 八五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 八五
- 指定居宅サービス事業者を指定した件 八五
- 指定居宅介護支援事業者を指定した件 八五
- 指定介護老人福祉施設を指定した件 八五
- 指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 八五
- 指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件 八五
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 八五
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 八五
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 八五
- 指定介護予防サービス事業者を指定した件 八五
- 指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件 八五
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 八五

告 示

- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 八五
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 八五

- 一般競争入札を行う件 八五
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 八五

福島県告示第八百四十八号

公印を次のように改刻し、平成十九年十二月二十一日その使用を開始する。
平成十九年十二月二十一日

職 印

福島県知事 佐藤 雄平

番号	公印の名称	印影	公印管理者
24の2	福島県現金取扱員印(福島県福島空港事務所用)		福島県福島空港事務所の福島県現金取扱員

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県告示第八百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十九年十二月二十一日

名 称	所 在 地	福島県知事	藤 雄平	指定年月日
いがらしキッズクリニック	福島市三河南町一―一五			平成一九年一月六日
会津クリニック	会津若松市新横町一―二六			同 年 一〇月一日
大高内科クリニック	須賀川市大町四〇三―一九			同 年 一月三日
もこぬま内科消化器科医院	大沼郡会津美里町字北川原一三一―一			同 年 一月一日

菅野 眞吉 福島市森合字南上古 森合かんの 福島市森合字南上古屋 平成一九年
屋一三一〇 接骨院 一三一〇 一月一日
(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第八百五十五号

民生委員の定数を定める件(平成五年福島県告示第千二百九十二号)の一部を次のよ
うに改正し、平成十九年十二月一日から適用する。
平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

表福島市の項中「五五九人」を「五六四人」に改め、同表田村市の項中「二〇〇人」
を「一一五人」に改め、同表南相馬市の項中「一六九人」を「一七〇人」に改め、同表
南会津町の項中「九二人」を「八七人」に改め、同表西会津町の項中「四八人」を「四
三人」に改め、同表会津美里町の項中「八六人」を「八二人」に改め、同表金山町の項
中「二七人」を「二二人」に改める。
(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第八百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一
項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九
年十二月二十一日から平成二十年一月二十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業
まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ
及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
富岡ショッピングプラザ 双葉郡富岡町大字小浜字中央四百十六番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により富岡町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四
項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十
九年十二月二十一日から平成二十年一月二十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商
業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グル
ープ及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

富岡ショッピングプラザ 双葉郡富岡町大字小浜字中央四百十六番地ほか
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があった。
平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬市初野字祖父沢一四の一から一四の一六まで
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定実施要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対
策グループ及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)
(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第八百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画
グループ及び福島県喜多方建設事務所まで平成十九年十二月二十一日から二週間一般の縦
覧に供する。
平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

三・六

県道壺楊本町線	耶麻郡猪苗代町大字関都字上ノ山二二一一番ハ地先から	変更前	A 一四・五	一、二四〇・八
	同 郡同 町大字関都字志茂二二六五番一 地先まで	変更後	B 一・二一〇〇 六三・〇	一、二四五・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道壺楊本町線	耶麻郡猪苗代町大字関都字多留良一〇番地先から 同 郡同 町大字関都字北杉七九二番一 地先まで	平成一九年 一二月二日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道熱塩加納山都	喜多方市熱塩加納町宮川字南大平七七九三番 二地先から	平成一九年

西会津線

同 市熱塩加納町宮川字榎尻六六六五番一
地先まで
一二月二日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第697号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の1第1項の規定により公告する。
平成19年12月21日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ等 一式（搬入、据付け、調整、データ移行、機器保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県総務部市町村領域市町村行政グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成19年11月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECリネックス株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
- 5 落札金額
130,599,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成19年10月19日

(市町村領域市町村行政グループ)

公告第六百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月二十二日

二 名称
特定非営利活動法人ハッピーロードネット

三 代表者の氏名
西本 由美子

四 主たる事務所の所在地
福島県双葉郡広野町大字上浅見川字山崎五十番地の四

五 定款に記載された目的
この法人は、広く福島県民に対して、まち・みち・地域づくりの推進活動等に関する事業を行い、楽しく住みやすい地域社会の実現などに寄与することを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第六百九十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日
平成十九年十二月十日

二 名称
特定非営利活動法人スローエクスプレス

三 代表者の氏名
渡邊 典子

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市方木田字水戸内八番地の十

五 定款に記載された目的
この法人は、高機能自閉症・アスペルガー症候群児・者とその親に対して、相談・情報交換・学習会に関する事業を行い、自立及び社会参加に資するよう社会に理解と支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第七百号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

事業所	事業所の名称	申請者の名	申請者の主たる事務所の所	指定年月日	サービスの種類
-----	--------	-------	--------------	-------	---------

ぬくもり 福祉用具の 田町三三	いわき市平鎌	株式会社アイリス・テクニカル・デベロップメント	同 県いわき市内郷高坂町一丁目一一一	同	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
矢祭	東白川郡矢祭町東館字柳町五二	社会福祉法人誠慈会	同 県東白川郡矢祭町東館字柳町五二	同	短期入所生活介護
特別養護老人ホーム陽だまりの里	安達郡大玉村玉井字台九一	社会福祉法人慈久福祉会	同 県安達郡大玉村玉井字台九一	同	通所介護 短期入所生活介護
デイサービス スゆかり	いわき市勿来町関田西一丁目六一六	有限会社介護サービスゆかり	同 県いわき市勿来町酒井酒井原六六一二	同	同
さくら館	福島市飯坂町笠松二一七	株式会社コスモメディアカルサポート	同 県郡山市桑野三丁目一一二二コスモレジデンス桑野二階	同	通所介護
誠励会訪問 看護ステーションひらた	石川郡平田村上蓬田字清水内四	医療法人誠励会	福島県田村郡小野町小野新町字中通六四一	平成一九年 一二月一日	訪問看護

公告第七百一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

(生活福祉領域介護保険グループ)

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
内郷ケアプラン サービス	いわき市内郷高 坂町大町二七 一	有限会社コス モケアサービ ス	福島県いわき市 内郷高坂町大町 二七―一	平成一九年 一二月一日
居宅介護支援事 業所いこいの里	白河市外薄葉一 七―四	医療法人公翁 会	同 県白河市外 薄葉四三―一	同
さくら支援ステ ーション須賀川 中央	須賀川市西川字 山本八八番地二 美ビル二〇二号 室	有限会社ベア フィールド	同 県須賀川市 和田道六〇― 四	同
居宅介護支援事 業所あすか	田村郡小野町谷 津作字池ノ平七 三―一	有限会社しん しん	同 県田村郡小 野町谷津作字池 ノ平五二―二	同

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百二二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、指
定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
特別養護老人ホ ーム陽だまりの 里	安達郡大玉村玉 井字台九―一	社会福祉法人 慈久福祉会	福島県安達郡大 玉村玉井字台九 ―一	平成一九年 一二月一日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百三三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ
ービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
株式会社コムスン訪問看護ステーション郡山	郡山市大槻町御十日六一	株式会社コムスン	東京都港区六本木六一〇―一	平成一九年一〇月三二日	訪問看護
株式会社コムスン福島	福島市笹谷字出水上二四―八	同	同	同	訪問介護 訪問入浴 介護
株式会社コムスン福島南ヶアセンタ―	同 市郷野目字宝来町二八―二	同	同	同	訪問介護
株式会社コムスンデイサービス・コムスン福島森合	同 市森合字北向一四―一	同	同	同	通所介護
株式会社コムスンあいづわかまつケアセンター	会津若松市中島町三―二六	同	同	同	訪問介護

株式会社コ ムスン郡山 ケアセンタ ー	郡山市大槻町 御十日六一	同	同	同	同	同	同	同	訪問介護 訪問入浴 介護
リビングス テージ扇屋	同 市安積町 荒井字念仏段 二六	株式会社扇 屋木工所	福島県郡山市 安積町荒井字 念仏段二六	同	同	同	同	同	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売
ユースフル ・ケアステ ーション	同 市喜久田 町早稲原字弥 五郎一五	有限会社ユ ースフル・ ケア・イン 喜久田	同 市 喜久田町早稲 原字弥五郎一 五	同	同	同	同	同	訪問介護
コムスンの きらめき郡 山日和田	同 市日和田 町字原二一 三七六	株式会社コ ムスン	東京都港区六 本木六一〇 一	同	同	同	同	同	特定施設 入居者生 活介護
洋向台ヘル パーステー ション愛	いわき市洋向 台三丁目六一 八	有限会社グ ッドラブ	福島県いわき 市洋向台三丁 目六一八	同	同	同	同	同	訪問介護
株式会社コ ムスンいわ きケアセン ター	同 市小名 浜愛宕町一五 一六	株式会社コ ムスン	東京都港区六 本木六一〇 一	同	同	同	同	同	同
株式会社コ ムスンしら かわケアセ ンター	白河市会津町 三八一ニハイ ツイーグル一 〇一	同	同	同	同	同	同	同	同
株式会社コ ムスンはら まちケアセ ンター	南相馬市原町 区二見町一 一一一四	同	同	同	同	同	同	同	同
株式会社コ ムスン	同	同	同	同	同	同	同	同	同

ムスン茶畑 センター	町六								
株式会社コ ムスンほぼ らケアセン ター	伊達市保原町 字赤橋三六一	同	同	同	同	同	同	同	訪問介護 訪問入浴 介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
指定居宅介護支援事業所さくらんぼ	福島市鎌田字門丈壇一〇一〇	医療法人後藤整形外科	福島県福島市鎌田字門丈壇一〇一〇	平成一九年十一月二二日
株式会社コムスン郡山ケアセン ター	郡山市大槻町御 十日六一	株式会社コム スン	東京都港区六本 木六一〇一	同 年 一〇月三二 日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、所在地(個人に	事業者の主たる事務所の所在地(個人に	サービスの種類

マツモト家具センター ビビホーム 相馬店	まつもとら イフサポー ト	相馬市馬場野 字雨田三五 一	株式会社ま つもと	福島県双葉郡 双葉町大字長 塚字町一九	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売
----------------------------	---------------------	----------------------	--------------	---------------------------	----------------------------

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ
ビス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

ケアパ ート ナー福 島	福島市南矢野 目字荒屋敷一 七一一	福島市南矢野 目字荒屋敷五 五一一	ケアパ ート ナー株 式会 社	東京都港区 港南二丁目 一六一一	通所介護
小規模 デイ ハウス ・ハ イジ	伊達市保原町 泉町一〇〇 一	伊達市保原町 三丁目八	有限会 社地 域サ ポー ト 研 究所	福島県伊達 郡桑折町伊 達崎字林道 一三	同
船引ク リニ ックす みれ デイサ ービ ス	田村市船引町 船引字砂子田 四二	田村市船引町 船引字砂子田 一九六	医療法 人健 山会	同 県田村 市船引町船 引字砂子田 四二	同
会津い いで 農業協 同組 合ふれ 愛セ	喜多方市岩月 町喜多方字 湖の上二 五一	喜多方市岩月 町喜多方字 湖の下一 七一	会津い いで 農業協 同組 合	同 県喜多 方市豊川町 米室字三本	訪問介護 福祉用具 貸与

ンター	七	四	杉四九八四 一	特定福祉 用具販売
-----	---	---	------------	--------------

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅サ
ビス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

事 業 所 の 名 称	変更前の事業 所の所在地	変更後の事業 所の所在地	事 業 者 の 名 称	事業者の主たる 事業所の所在地
南東北福島居 宅介護支 援事業 所	福島市荒井字壇 ノ腰一一	福島市荒井北三 丁目一一三	財団法人 脳神経疾 患研 究所	福島県郡山市八 山田七丁目一 五
指定居宅介護 支援事業所 い にしえ	須賀川市館取町 二二二	須賀川市下宿町 九八	株式会 社想 健	同 県須賀川市 下宿町九八

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定
介護予防サビス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

事 業 所 の 名 称	事業所の 所在地	申請者の名 称(個人に あつては、 氏名)	申請者の主たる 事務所の所 在地(個人に あつては、住 所)	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
誠励会訪問 看護ステ ーション ひら	石川郡平田村 上蓬田字清水	医療法人誠 励会	福島県田村郡 小野町小野新 町字中通六四	平成一九年 一二月一日	介護予防 訪問看護

た	デイサービスセンター さくら館	福島市飯坂町 笠松二一七	株式会社コスモメディア カルサポーター	同 県郡山市 桑野三一一二 一ニコスモレジデンス桑野二階	同	介護予防 通所介護
デイサービス ゆかり	いわき市勿来 町関田西一丁目六一六	有限会社介護サービス ゆかり	同 県いわき市 勿来町酒井 酒井原六一二	同	同	同
特別養護老人ホーム陽だまりの里	安達郡大玉村 玉井字台九一	社会福祉法人 慈久福祉会	同 県安達郡 大玉村玉井字 台九一一	同	同	介護予防 通所介護 短期入所 生活介護
ユーハイム 矢祭	東白川郡矢祭 町東館字柳町 五二	社会福祉法人 誠慈会	同 県東白川 郡矢祭町東館 字柳町五二	同	同	介護予防 短期入所 生活介護
福祉用具のぬくもり	いわき市平鎌 田町三三	株式会社アイ・ス・テクニカル・デベロップメント	同 県いわき市 内郷高坂町 一丁目一一一 一ニ	同	同	介護予防 福祉用具 貸与 特定介護 予防福祉 用具販売

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百九号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

株式会社コムセンタ	郡山市大槻町 御十日六一一	同	同	同	同	平成一九年 一〇月三二 日	介護予防 訪問介護 訪問入浴 介護
株式会社コムセンタ	会津若松市中 島町三一二六	同	同	同	同		介護予防 訪問介護
株式会社コムサービス・島森合	同 市森合字 北向一四一一	同	同	同	同		介護予防 通所介護
株式会社コムセンタ	同 市郷野目 字宝来町二八 一ニ	同	同	同	同		介護予防 訪問介護
株式会社コムセンタ	福島市笹谷字 出水上二四一 八	同	同	同	同		介護予防 訪問介護 訪問入浴 介護
株式会社コムセンタ	郡山市大槻町 御十日六一一	株式会社コムセンタ	同 県郡山市 桑野三一一二 一ニ	同	同		介護予防 訪問看護

ケアパート ナー福島	福島市南矢野 目字荒屋敷一 七一一	福島市南矢野 目字荒屋敷五 五一	ケアパート ナー株式会社	東京都港区 港南二丁目 一六一	介護予防 通所介護
小規模デイ ハウス・ハ イジ	伊達市保原町 泉町一〇〇一 一	伊達市保原町 三丁目八	有限会社地 域サポート 研究所	福島県伊達 郡桑折町伊 達崎字林道 一三	同
船引クリニ ックすみれ デイサービ ス	田村市船引町 船引字砂子田 四二	田村市船引町 船引字砂子田 一九六	医療法人健 山会	同 県田村 市船引町船 引字砂子田 四二	同
会津いいで 農業協同組 合ふれ愛セ ンター	喜多方市岩月 町喜多方字測 の上二五一 七	喜多方市岩月 町喜多方字測 の下二七一 四	会津いいで 農業協同組 合	同 県喜多 方市豊川町 米室字三本 杉四九八四 一	介護予防 訪問介護 介護用具 福祉用具 貸与 特定介護 予防福祉 用具販売

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により、植松地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十九年十一月二十八日完了したので公告する。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第七百十三号

保安林分筆測量委託一九〇一業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地

方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。
平成十九年十二月二十一日

福島県会津農林事務所長 松川 裕

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 保安林分筆測量委託一九〇一業務 一式
 - 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結の日から平成二十年三月二十五日まで
 - 4 履行場所 会津若松市一箕町大字金堀字石山地内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 次のア及びイに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。

ア 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人にあつては、福島県土地家屋調査士の会員であること。

イ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあつては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

3 平成十七年度及び平成十八年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記業務の実績が十件以上ある者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2及び3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

1 提出期間 平成十九年十二月二十一日(金) から平成二十年一月七日(月) まで(土曜日、日曜日、平成十九年十二月二十四日及び同月三十一日から平成二十年一月三日までを除く。)の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六五〇一八五〇一 会津若松市追手町七番五号
福島県会津農林事務所企画部総務グループ
電話番号〇二四二二二九一五三六七

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとし、平成二十年一月七日(月)午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先

郵便番号九六六一〇九〇一

喜多方市松山町鳥見山字下天神六番地の三

福島県会津農林事務所森林林業部森林土木グループ

電話〇二四一―二四―五七三六

2 入札及び開札の日時

平成二十年一月十六日（水）午前十時

3 入札及び開札の場所

会津若松市追手町七番五号

福島県会津若松合同庁舎 本館二階会議室

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号及び第二号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県会津農林事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（企 画 部）

- （企 画 部）

公告第七百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、喜多方市から喜多方都市計画道路、喜多方都市計画公園及び喜多方

都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市領域都市計画グループ及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査グループ

（都市領域都市計画グループ）

（都市領域都市計画グループ）